

飯塚市会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年9月10日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第43号

飯塚市会計規則の一部を改正する規則

飯塚市会計規則(平成18年飯塚市規則第56号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第11条―第14条関係)					別表第1(第11条―第14条関係)				
設置箇所	出納員となるべき者	取扱事項	現金取扱員の号	出納員番号	設置箇所	出納員となるべき者	取扱事項	現金取扱員の号	出納員番号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	文化課長	1～8 (略) 9 嘉穂劇場入館料及び使用料の収納	置く	43		文化課長	1～8 (略)	置く	43
備考 (略)					備考 (略)				

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。